［書類番号４９］

浸水想定区域等での整備がやむを得ない理由書

(800字以内)

|  |
| --- |
| ［　　　字］ |

※　浸水想定区域等での新設整備又は増床整備は、補助金交付の対象としません。ただし、浸水想定区域等で整備することがやむを得ないと認められる場合に限り、補助を認めます。

　　その場合、本理由書に、浸水想定区域外での事業用地の取得が困難である理由を記載してください。（既存施設の増床、建替、大規模修繕等の場合には、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いことなども含みます。）

　　なお、本書の提出をもって補助金の交付を確約するものではありません。